

令和元年 6 月 11 日

経済産業省経済産業政策局産業組織課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「公正な M&A の在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益
の確保に向けて—（案）」に対する意見について

今般、標記案（令和元年 5 月 14 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りま
とめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－(案)」に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	3.3.2.3 第三者評価機関の独立性(本文)	第2段落1行目の「買収資金の融資」は、「買収資金の調達支援(融資、および株式や社債の発行引受等)」とすべきである。	銀行からの融資に限らず、証券会社による資本市場での引受であっても、同じ問題が生じるため。
2	同上	第2段落3～5行目の「基本的には上記の機能を果たす上で望ましくないと考えられるが、合理的な必要性からやむを得ずこのような事態に至る場合には、」は削除すべきである。	当該箇所を削除しても指針の内容には影響しないと思われる一方で、「望ましくないと」まで否定的な議論は現状なされていない中で、偏った価値判断が読み手に伝わって誤解を招き、実務上、資金調達に支障が生じるおそれがあるため。
3	3.3.2.3 第三者評価機関の独立性(脚注59)	脚注59)の第3文については、「第三者評価機関の独立性に対する懸念を緩和することも考えられるとの指摘もある」ではなく、「第三者評価機関の独立性が確保されると考えられる」とすべきである。	我が国では、市場仲介者としての経営の独立性・健全性の確保、利益相反の防止、市場仲介者間の公正な競争の確保等のため、金融商品取引法令等において多岐にわたる「弊害防止措置」が設けられ、金融グループに属する銀行、証券会社等は、顧客同意のない非公開情報の共有原則禁止やグループ利益相反管理等の体制をすでに構築し、かつ、これらの体制は監督当局等による検査対象にもなっている。 グループに銀行を持つ証券会社もその実績や知見をもとに、M&A市場において一定の役割を果たしているところ、この脚注の現在の文言では、これら証券会社の第三者評価機関としての独立性に対して不必要な過度の懸念が生じ、結果として、第三者評価機関を選定する対象会社にとって、依頼すべき第三者評価機関の選択肢が狭められる、あるいは、銀行をグループ会社に持つ証券会社が第三者評価機関となるケースにおいて買い手の資金調達の選択肢が不必要に狭められる可能性があり、ひいては円滑なM&Aの実施の障害となることが懸念される。

以上